

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

○年 ○月 ○日

京都市長

記載例
(法人)
株式会社○○ 代表取締役○○○○
株式会社○○ ○○支店 支店長○○
(個人事業主)
○○工務店(屋号) ○○○○

提出者

住所 京都市○○区○○通○○○番地

氏名 株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○ ○○○

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

社印等の押印不要

代表番号
(個人の携帯番号等は記載しないように注意)

年度に注意

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、△年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 ○○○○ ○○工場	処理計画の作成単位とした事業場
事業場の所在地	京都市○○区○○町○○○番地	
事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業	日本標準産業分類の中分類まで記載
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	△年4月1日～△年3月31日	

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

前年度提出の処理計画書の目標値を記載
(前年度の実績ではない)

項目	目標値	項目	目標値
排出量	○○t	全処理委託量	○○
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	○○
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	○○
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋没、海洋投棄、特別管理		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

前年度提出の処理計画書の「集計用シート」に記載された目標値を転記すること

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 □□t 前年度 △△t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した措置)	
前々年度の特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く。)の発生量が年間50t以上の事業場を設置している排出事業者は、電子マニフェスト(電子情報処理組織)の使用が義務。該当者は、記載モレに注意。	前々年度：実施状況報告書の報告対象年度の1年前 前年度：実施状況報告書の報告対象年度

※事務処理欄

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書の〔集計用シート〕

- ・特別管理産業廃棄物の種類ごと（排出したもの）に、①～⑩の各数値を記載してください。（自動で第2面に）
- ・下表にない特別管理産業廃棄物を排出した場合は、「産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。
- ・行が足りない場合は、行を追加してください。（また、シートを追加して、第2面を作成してください。）

委託先区分の合計値が⑩の処理委託量

① - ② - ③ - ④ + ⑤ (④ ≥ ⑤) + ⑥ (④ - ⑥) - ⑧ - ⑨ = ⑩ = ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯

⑪ (⑩ ≥ ⑪)

特別管理産業廃棄物の種類	①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した量 (t)	計 画 の 実 施 状 況					⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	委託先による区分					⑪優良認定処理業者 への処理委託量(t)	⑫+⑬ 自ら再生利用 を行った量(t)	⑭+⑯ 自ら埋立処分又は海 洋投入処分を行った量(t)	
					⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥④のうち熱 回収を行った後の 残さ量 (t)	⑦④のうち、自ら 中間処理した後の 残さ量 (t)	⑧④のうち、自ら 中間処理した後の 残さ量 (t)	⑨④のうち、自ら 中間処理した後の 残さ量 (t)		⑫再生利用者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外 の熱回収業者への 処理委託量(t)	⑮その他の中間処理 委託量(t)	⑯埋立処分委託量				
法で定められている種類(シュレン ダーストなど、一体不可分のもの については、空欄に記載してくだ さい。)	当該事業場において 生じた産業廃棄物の 種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理をせず直接自ら 再生利用した量	①の量のうち、中間処 理をせず自ら埋立処分又 は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中 間処理した産業廃棄物 の当該中間処理前の量	④の量のうち熱 回収を行った量	④の量から熱 回収を行った後の量	④の量から⑥の 量を差し引いた量	④の量のうち、自ら 利用し、又は他人 に売却した量	④の量のうち、自ら埋 立処分及び海洋投入 処分した量	④の量のうち、自ら 中間処理及び最終処 分を委託した量	⑩=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ = ⑫+⑬+⑭+⑮+⑯	⑫再生利用者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外 の熱回収業者への 処理委託量(t)	⑮その他の中間処理 委託量(t) <td>⑯埋立処分委託量</td> <td>⑪の量のうち、優良認定 処理業者への委託処理 量</td> <td>⑫の量と⑬の量を合計 したもの(自動計算)</td> <td>⑭の量と⑯の量を合計 したもの(自動計算)</td>	⑯埋立処分委託量	⑪の量のうち、優良認定 処理業者への委託処理 量	⑫の量と⑬の量を合計 したもの(自動計算)	⑭の量と⑯の量を合計 したもの(自動計算)
廃油(引火性)																			
廃酸(特管)	100	10	0	40	10	30	10	10	0	70	30	10		10	10	10	50	20	0
廃アルカリ(特管)																			
感染性廃棄物																			
廃PCB等																			
廃石綿等																			
廃油(特定有害)																			
汚泥(特定有害)																			
合計	100	10	0	40	10	30	10	10	0		30	10		10	10	10	50	20	0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

よくある間違いの例

- ・⑩にしか数値が入っていない。又は⑩に数値が入っていない。
- ・委託先区分の合計値が、⑩の数値を超えている。
- ・それぞれの委託先区分(例：⑫と⑮)に、同じ数値が入っている。

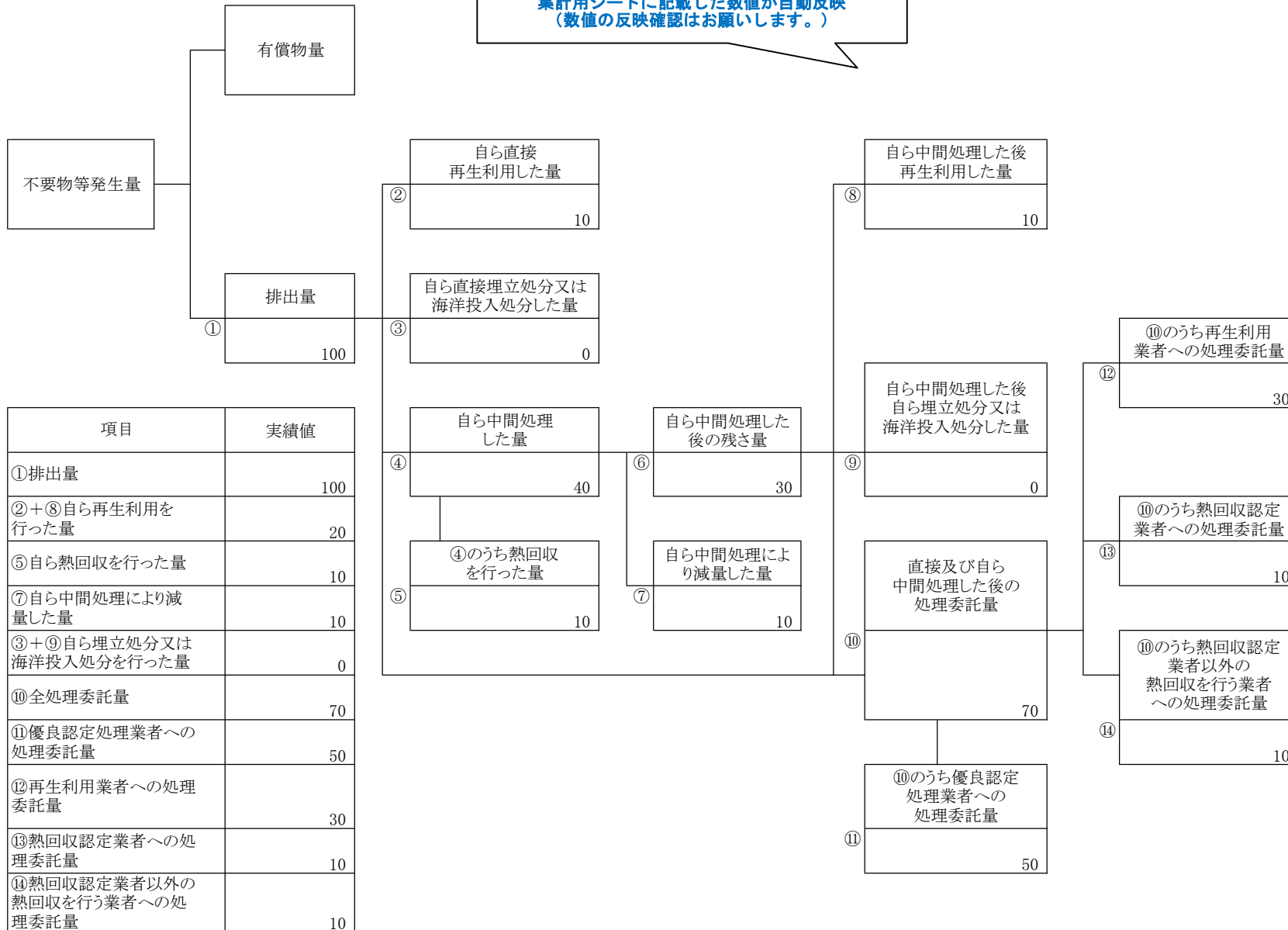
※委託先の処理方法を確認し、委託量を確実に分けること。
 ※委託先の業が重複する場合は(例：再生利用者でも熱回収認定業者でもある場合)代表的な区分に集約させること。

⑪の優良認定事業者への処理委託量は、
 ⑩の数値から該当する委託量を抽出すること。
 ※⑩に足し合せないこと。

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 廃酸(特管))

集計用シートに記載した数値が自動反映
(数値の反映確認をお願いします。)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。